

男鹿市告示第56号

男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給要綱の一部を改正する告示
男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給要綱（令和6年告示第65号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、母子家庭の母又は父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）の就職を容易にするために必要な資格の取得を支援し、ひとり親家庭の経済的自立の促進を図ることを<u>目的に、該当資格に係る養成訓練の受講期間について男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮した男鹿市高等職業訓練修了支援給付金の支給について、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(給付金の種類)</p> <p>第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>高等職業訓練促進給付金</u>（以下「<u>訓練促進給付金</u>」という。）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、母子家庭の母又は父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）の就職を容易にするために必要な資格の取得を支援し、ひとり親家庭の経済的自立の促進を図ることを<u>目的とする</u>男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金（以下「<u>給付金</u>」という。）の支給について、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給付金の種類)</p> <p>第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>高等職業訓練促進費</u>（以下「<u>訓練促進費</u>」という。）</p>

改正後	改正前
<p>(2) 高等職業訓練修了支援給付金（以下「<u>修了</u>支援給付金」という。） （対象者）</p> <p>第3条 給付金の支給対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる給付金の種類の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する者とする。</p> <p>(1) <u>訓練促進給付金</u> 修業開始日<u>以後</u>において、次に掲げる要件の全てに該当する者</p> <p>ア 男鹿市に住所を有する20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母等であること。</p> <p>イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、<u>所得水準</u>を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。</p> <p>ウ 養成機関において6月以上の養成課程を修業し、第4条に掲げる資格の取得が見込まれる者であること。</p> <p>エ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。</p> <p>オ 原則として過去に<u>訓練促進給付金</u>を受給していないこと。ただし、准看護師の資格の取得を目的とした養成機関（以下「准看護師養成機関」という。）を修了し、引き続き看護師の資格の取得を目的とした養成機関（以下「看護師養成機関」という。）で修業する者にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) <u>修了支援給付金</u> 修業開始日及び修了日（<u>訓練促進</u></p>	<p>(2) 高等職業訓練修了支援給付金（以下「支援給付金」という。） （対象者）</p> <p>第3条 給付金の支給対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる給付金の種類の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する者とする。</p> <p>(1) <u>訓練促進費</u> 修業開始日において、次に掲げる要件の全てに該当する者</p> <p>ア 男鹿市に住所を有する20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母等であること。</p> <p>イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、<u>所得制限水準</u>を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。</p> <p>ウ 養成機関において6月以上の養成課程を修業し、第4条に掲げる資格の取得が見込まれる者であること。</p> <p>エ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。</p> <p>オ 原則として過去に<u>この告示に基づく訓練促進費</u>を受給していないこと。ただし、准看護師の資格の取得を目的とした養成機関（以下「准看護師養成機関」という。）を修了し、引き続き看護師の資格の取得を目的とした養成機関（以下「看護師養成機関」という。）で修業する者にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) <u>支援給付金</u> 修業開始日及び修了日（<u>訓練促進費</u>の</p>

改正後	改正前
<p>給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が引き続き看護師養成機関で修業し、及び当該看護師養成機関を修了した場合にあっては、当該看護師養成機関の修了日)において、前号アからエまでの要件のいずれにも該当し、かつ、原則として過去に修了支援給付金を受給していない者 (支給額)</p> <p>第5条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる給付金の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 訓練促進給付金</p> <p>ア 対象者及び対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度(請求のあった月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課されない者又は市の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者</p> <p>(ア) 養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月間を除く期間 月額10万円</p> <p>(イ) 養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月間 月額14万円</p> <p>イ アに掲げる者以外の者</p> <p>(ア) 養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月間を除く期間 月額7万500円</p> <p>(イ) 養成機関における課程の修了までの期間の最</p>	<p>支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が引き続き看護師養成機関で修業し、及び当該看護師養成機関を修了した場合にあっては、当該看護師養成機関の修了日)において、前号アからエまでの要件のいずれにも該当し、かつ、原則として過去にこの告示に基づく支援給付金を受給していない者 (支給額)</p> <p>第5条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる給付金の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 訓練促進費</p> <p>ア 対象者及び対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が訓練促進費の支給を請求する月の属する年度(請求のあった月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第245号)の規定による市町村民税が課されない者又は市の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者</p> <p>(ア) 養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月間を除く期間 月額10万円</p> <p>(イ) 養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月間 月額14万円</p> <p>イ アに掲げる者以外の者</p> <p>(ア) 養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月間を除く期間 月額7万500円</p> <p>(イ) 養成機関における課程の修了までの期間の最</p>

改正後	改正前
<p>後の12月間 月額11万500円</p> <p>(2) 修了支援給付金</p> <p>ア 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する年度（<u>修了日の属する月</u>が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円</p> <p>イ アに掲げる者以外の者 2万5000円</p> <p>（支給対象期間）</p> <p>第6条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間（以下「支給対象期間」という。）は、<u>修業する全期間</u>とし、上限を48月とする。</p> <p>2 前項の場合において、訓練促進給付金の支給を受け准看護師養成機関を修了する者が、引き続き看護師養成機関で修業するときは、通算48月を超えない月分までを支給対象とする。</p> <p>（支給等）</p> <p>第7条 訓練促進給付金は、第9条第1項の規定による申請のあった日の属する月から支給すべき事由が消滅した日の属する月までの間において、対象者が第3条第1号に掲げる要件の全てに該当する場合に、月ごとに支給する。</p> <p>2 修了支援給付金は、修了日を経過した以後に支給する。なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き看護師養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給する。</p> <p>（支給申請）</p>	<p>後の12月間 月額11万500円</p> <p>(2) 支援給付金</p> <p>ア 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する年度（<u>修了日の属する年度</u>が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円</p> <p>イ アに掲げる者以外の者 2万5000円</p> <p>（支給対象期間）</p> <p>第6条 訓練促進費の支給の対象となる期間（以下「支給対象期間」という。）は、<u>修業する期間</u>とし、上限を48月とする。</p> <p>（支給等）</p> <p>第7条 訓練促進費は、第9条第1項の規定による申請のあった日の属する月から支給すべき事由が消滅した日の属する月までの間において、対象者が第3条第1号に掲げる要件の全てに該当する場合に、月ごとに支給する。</p> <p>2 支援給付金は養成機関における修業が修了する最終月の訓練促進費に上乗せし支給する。</p> <p>（支給申請）</p>

改正後	改正前
<p>第9条 申請者は、男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる給付金の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、市長が添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することについて申請者が同意したときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>(1) <u>訓練促進給付金</u></p> <p>ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本</p> <p>イ 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者全員の住民票の写し</p> <p>ウ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当の支給を受けている者であって、1月から7月まで、11月又は12月において申請する場合に限る。）又は所得証明書</p> <p><u>エ 第5条第1号アに掲げる者に当たっては、申請者及び該当申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税が課されていない旨を証明する書類</u></p> <p><u>オ</u> 養成機関の長が証明する在籍証明書</p> <p><u>カ</u> アから<u>オ</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>(2) <u>修了支援給付金</u></p> <p>ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）</p>	<p>第9条 申請者は、男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる給付金の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、市長が添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することについて申請者が同意したときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>(1) <u>訓練促進費</u></p> <p>ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本</p> <p>イ 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者全員の住民票の写し</p> <p>ウ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当の支給を受けている者であって、1月から7月まで、11月又は12月において申請する場合に限る。）又は所得証明書</p> <p><u>エ</u> 養成機関の長が証明する在籍証明書</p> <p><u>オ</u> アから<u>エ</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>(2) <u>支援給付金</u></p> <p>ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）</p>

改正後	改正前
<p>イ 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）</p> <p>ウ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当の支給を受けている者であって、1月から7月まで、11月又は12月において申請する場合に限る。）又は所得証明書</p> <p><u>エ 第5条第2号アに掲げる者に当たっては、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税が課されていない旨を証明する書類</u></p> <p><u>オ 当該カリキュラムの修了証明書の写し</u></p> <p><u>カ アからオに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u></p> <p>2 前項の規定による申請の時期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>訓練促進給付金</u> 修業開始日以降の日</p> <p>(2) <u>修了支援給付金</u> 修了日から起算して30日以内。ただし、申請者が当該期間内に申請しなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>（支給決定）</p> <p>第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、内容を審査し、<u>速やかに支給の可否を決定し</u>、男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p><u>（請求）</u></p>	<p>イ 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者全員の住民票の写し（<u>修業開始日及び</u>修了日における状況を証明できるものに限る。）</p> <p>ウ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当の支給を受けている者であって、1月から7月まで、11月又は12月において申請する場合に限る。）又は所得証明書</p> <p><u>エ アからウに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u></p> <p>2 前項の規定による申請の時期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>訓練促進費</u> 修業開始日以降の日</p> <p>(2) <u>支援給付金</u> 修了日から起算して30日以内。ただし、申請者が当該期間内に申請しなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>（支給決定）</p> <p>第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、内容を審査し、<u>支給金の支給が適当と認めるときは</u>、男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p><u>（訓練促進費の請求）</u></p>

改正後	改正前
<p>第11条 前条の規定による給付金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金請求書（様式第3号）により、<u>促進給付金に当たっては支給対象月の翌月の10日まで</u>に、<u>修了支援給付金に当たっては速やかに</u>市長へ請求しなければならない。</p> <p>（修了報告）</p> <p>第14条 支給決定者は、養成機関における養成課程を修了したときは男鹿市母子家庭等高等職業訓練<u>修了</u>報告書（様式第7号）に養成機関の長が認定する修了証明書の写しを添えて、修了日から起算して30日以内に市長に報告しなければならない。</p>	<p>第11条 前条の規定による給付金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金請求書（様式第3号）により<u>当該月の訓練促進費を</u>翌月の10日までに市長へ請求しなければならない。</p> <p>（修了報告）</p> <p>第14条 支給決定者は、養成機関における養成課程を修了したときは男鹿市母子家庭等高等職業訓練<u>修業実績</u>報告書（様式第7号）に養成機関の長が認定する修了証明書の写しを添えて、修了日から起算して30日以内に市長に報告しなければならない。</p>

改正後

様式第1号 (第9条関係)

様式第1号 (第9条関係)

年 月 日

男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給申請書

男鹿市長 様

申請者氏名

男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。なお、支援要件の審査のため、申請者、その他扶養する児童及び申請者と同一世帯に属する者に関する情報について、市が公簿等により確認することに同意します。

氏名	フリガナ	生年 月 日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -) 男鹿市	電話 ()	-
過去の受給の有無等	過去に(高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金)を受けたことが		ある・ない
本支給と同時に利用する給付金・貸付金について			
養成機関及び修業内容	養成機関名		
	住 所	電話	
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	修業 区分 昼間・夜間・ その他 ()
	取得を希望する資格	看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・保健師・助産師・シスコシステムズ認定資格・LP I 認定資格・その他 ()	
希望する支払金融機関	金融機関名 :	口座の種類 : 普通・当座・その他	
	支店名 :	口座番号 :	
	(フリガナ) 口座名義		
(備考)			

改正前

様式第1号 (第9条関係)

様式第1号 (第9条関係)

令和 年 月 日

男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給申請書

男鹿市長 様

申請者氏名

男鹿市母子家庭等高等職業訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

氏名	フリガナ	生年 月 日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
住所	男鹿市	電話	- -
過去の受給の有無等	過去に高等職業訓練給付金を受けたことが		ある・ない
本支給と同時に利用する給付金・貸付金について			
養成機関及び修業内容	養成機関名		
	住所	電話	
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	修業 区分 昼間・夜間・ その他 ()
取得を希望する資格	看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・保健師・助産師・シスコシステムズ認定資格・LP I 認定資格・その他 ()		
希望する支払先金融機関	金融機関名 :	口座の種類 : 普通・当座・その他	
	支店名 :	口座番号 :	
	口座名義 (フリガナ)		
児童扶養手当の受給の有無	有 / 無		
(備考)			

改正後

(裏面)

■申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について
 (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)

1氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)	続柄 申請者の地方税上の扶養 親族に 該当・非該当
	個人番号			
	住所(〒 -)			
	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)	
個人番号				
住所(〒 -)	続柄 申請者の地方税上の扶養 親族に 該当・非該当			
3氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)	続柄 申請者の地方税上の扶養 親族に 該当・非該当
	個人番号			
	住所(〒 -)			
	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)	
個人番号				
住所(〒 -)	続柄 申請者の地方税上の扶養 親族に 該当・非該当			
4氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)	続柄 申請者の地方税上の扶養 親族に 該当・非該当
	個人番号			
	住所(〒 -)			
	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)	
個人番号				
住所(〒 -)	続柄 申請者の地方税上の扶養 親族に 該当・非該当			
(備考)				

改正前

(裏面)

③申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について
 (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)

1氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)	続柄 申請者の地方税上の扶養 親族に 該当・非該当
	個人番号			
	住所(〒 -)			
	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)	
個人番号				
住所(〒 -)	続柄 申請者の地方税上の扶養 親族に 該当・非該当			
3氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)	続柄 申請者の地方税上の扶養 親族に 該当・非該当
	個人番号			
	住所(〒 -)			
	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)	
個人番号				
住所(〒 -)	続柄 申請者の地方税上の扶養 親族に 該当・非該当			
4氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)	続柄 申請者の地方税上の扶養 親族に 該当・非該当
	個人番号			
	住所(〒 -)			
	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)	
個人番号				
住所(〒 -)	続柄 申請者の地方税上の扶養 親族に 該当・非該当			
(備考)				

改正後

様式第2号（第10条関係）

様式第2号（第10条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（申請者氏名） 様

男鹿市長

男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった（男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金・男鹿市高等職業訓練修了支援給付金）の支給について男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給要綱第10条の規定により、次のとおり決定（却下）したので、通知します。

1 高等職業訓練促進給付金
支給期間： 年 月 日～ 年 月 日
支給額： 月額 円

2 高等職業訓練修了支援給付金
支給額： 円

3 不承認の理由

（教 示）

1 この決定に不服がある場合は、この決定を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、男鹿市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して8か月以内に、男鹿市を被告として（男鹿市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して8か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

改正前

様式第2号（第10条関係）

様式第2号（第10条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（申請者氏名） 様

男鹿市長

男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金決定通知書

年 月 日付で申請のあった男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給を次のとおり決定したので、通知します。

給付金の種類	給付金の額
	月額 円

改正後

様式第7号 (第14条関係)

様式第7号 (第14条関係)

年 月 日

男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金修了報告書

男鹿市長 様

申請者氏名

男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金を受給し、次のとおり修業を修了したので報告します。

氏名	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)
住所	(〒 -) 男鹿市	電話 ()	-
養成機関及び修業内容	養成機関名		
	住所	電話	
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	修業 昼間・夜間・区分 その他 ()
	取得を希望する資格	看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・保健師・助産師・シスコシステムズ認定資格・LP I 認定資格・その他 ()	
訓練促進給付金受給額	合計	円 (月額: 円× 月分)	
資格取得の状況	取得済み・未 (年 月頃取得予定)		
(備考)			

※今後の就労予定については、具体的に判明している場合は参考までに記載してください。

改正前

様式第7号 (第14条関係)

様式第7号 (第14条関係)

年 月 日

男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金修業実績報告書

男鹿市長 様

申請者氏名

男鹿市母子家庭等高等職業訓練給付金 (訓練促進給付金) を受給し、次のとおり修業したので、その実績を報告します。

氏名	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)			
住所	男鹿市	電話	- -			
養成機関及び修業内容	養成機関名					
	住所	電話				
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	修業 昼間・夜間・区分 その他 ()			
	取得を希望する資格	看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・保健師・助産師・シスコシステムズ認定資格・LP I 認定資格・その他 ()				
訓練促進給付金受給額	合計	円 (月額: 円× 月分)				
修業実績	年月	在学日数	年月	在学日数	年月	在学日数
	年 月	日	年 月	日	年 月	日
	年 月	日	年 月	日	年 月	日
	年 月	日	年 月	日	年 月	日
	年 月	日	年 月	日	年 月	日
(備考)						

(添付書類) 月別の出席日数を証明する書類
(修了時のみの添付書類)
・卒業証書等、高等職業訓練の修了を証明する書類
・受給者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本
・世帯全員の住民票の写し
・受給者に係る児童扶養手当証書の写し (8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は所得証明書

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。